令和８年熊本地震に係る

熊本市災害廃棄物処理実行計画

令和８年10月20日（第１版）

熊　本　市

目　次

第１章　災害廃棄物処理実行計画策定の趣旨

１　計画の目的　・・・　1
２　計画の位置づけと内容　・・・　1
３　計画の期間　・・・　1
４　計画の見直し　・・・　1

第２章　被害状況と災害廃棄物の量

１　被害状況　・・・　2
２　災害廃棄物の量　・・・　4

第３章 災害廃棄物処理の基本方針

１　基本的な考え方　・・・　5
２　処理期間　・・・　6
３　推進体制　・・・　6

第４章 災害廃棄物の処理方法

１　片付けごみの処理方法　・・・　7
２　解体ごみの処理方法　・・・　7
３　処理フロー　・・・　8
４　スケジュール　・・・　8
５　仮置場の設置及び管理　・・・　9
６　災害廃棄物の選別及び種類別処理方法・・・１０

第５章 管理計画

１　進捗管理　・・・１２
２　財源　・・・１２

第１章　災害廃棄物処理実行計画策定の趣旨

１　計画の目的

令和８年７月28日16時27分に発生した熊本地方を震源とする地震（以下「令和８年熊本地震」という。）により、熊本市において住家、事業所、公共施設及びライフライン等に大きな被害が生じた。

令和８年熊本地震により発生した片付けごみ及び損壊家屋等の解体・撤去に伴い発生する解体ごみ（以下「災害廃棄物」という。）については、被災者の早期の生活再建、生活環境及び公衆衛生の確保並びに地域の復旧・復興を図るため、適正かつ円滑・迅速に処理する必要がある。

「令和８年熊本地震に係る熊本市災害廃棄物処理実行計画」（以下「本計画」という。）は、令和８年熊本地震により熊本市内で発生した災害廃棄物の処理に関し、基本的な方針、処理方法、実施体制及び進捗管理等の必要な事項を定めるものである。

２　計画の位置づけと内容

本計画は、計画策定時点で把握している被害状況、災害廃棄物の搬入実績及び発生見込み量を基に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項に規定する一般廃棄物処理計画として策定するものである。

また、本計画は、「熊本市地域防災計画（令和８年）」及び「熊本市災害廃棄物処理計画（令和５年）」を踏まえるとともに、熊本県の「令和８年熊本地震 災害廃棄物処理基本方針」及び「令和８年熊本地震に係る熊本県災害廃棄物処理実行計画」との整合を図る。

３　計画の期間

本計画の期間は、計画策定の日から、令和８年熊本地震に伴い発生した災害廃棄物の処理及び仮置場の原状回復が完了するまでとする。

４　計画の見直し

災害廃棄物の発生量及び性状を精査するとともに、発生状況、処理状況及び処理体制等の変化を踏まえ、必要に応じて本計画を見直す。

第２章　被害状況と災害廃棄物の量

１　被害状況

（１）市内の概要

熊本市は九州の中央、熊本県の西北部、東経130度42分・北緯32度48分の位置にある。

地勢は、金峰山を主峰とする複式火山帯と、これに連なる立田山等の台地からなり、東部は阿蘇外輪火山群によってできた丘陵地帯、南部は白川の三角州で形成された低平野からなっている。

面積390.44㎢、人口733,060人、347,537世帯（令和８年７月１日時点）で、サービス産業が中心の都市である。そのほか、IC産業の集積、全国でも高い生産性を誇る都市型農業、水産業など各種産業が展開されている。

なお、一般廃棄物の年間排出量は、約24万トン（令和６年度実績）である。

（２）市内の被害の状況

令和８年熊本地震により、熊本市では南区で震度６強、中央区・東区・西区・北区で震度５強を観測した。市内の震度分布を図2-1に示す。

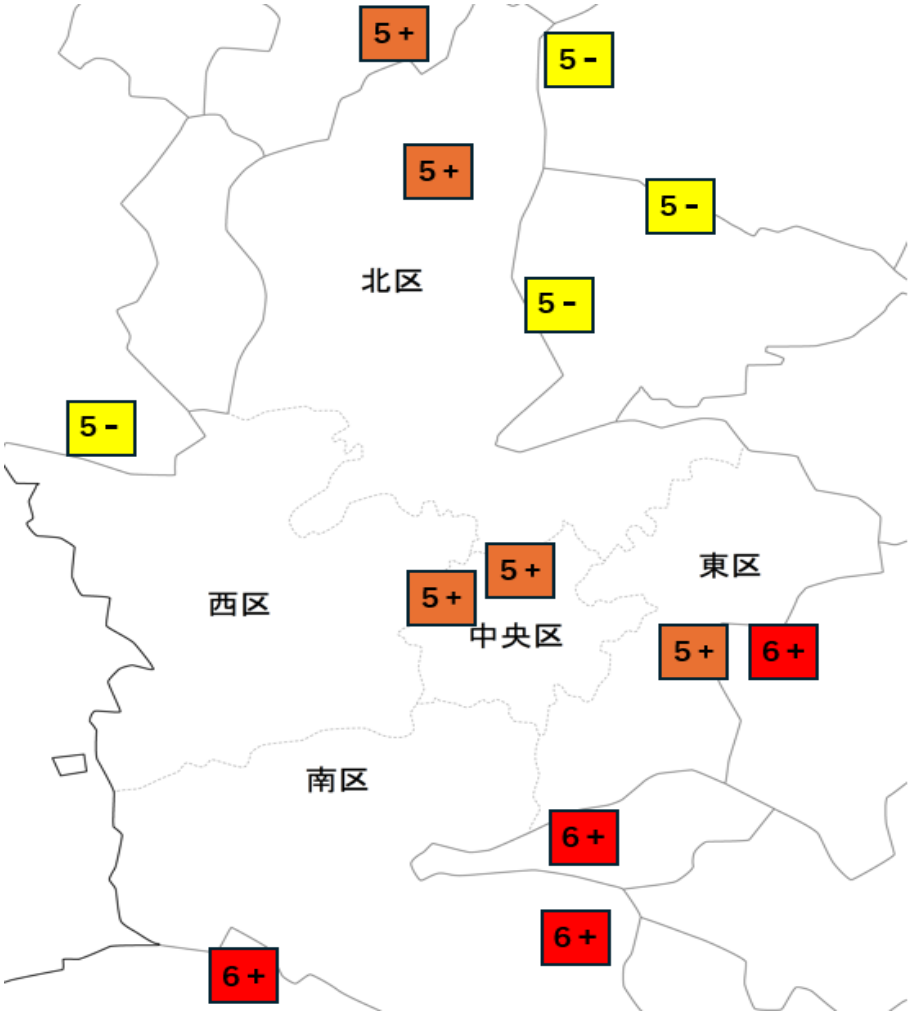

【図2-1　令和８年熊本地震の震度分布（出典：気象庁「地震情報」を基に作成）】

（3）被害状況の概要

熊本市の地震による被害は市内全域にわたり、家屋や道路等に被害が生じた。また、住家被害のほか、南区城南町での断水、南区富合町の一部での水圧低下、北区鶴羽田、清水新地、楠、龍田、植木町等の一部地域での濁水など、ライフラインへの影響が生じた。

市内の主な被害及び災害廃棄物の状況を図 2-2 に、り災証明書の発行状況を表 2-1 に示す。



倒壊した家屋



倒壊した小屋



隆起した道路



倒壊した熊本城の石垣



災害廃棄物の排出状況



災害廃棄物の収集状況

【図 2-2　市内の主な被害及び災害廃棄物の状況】

区分	件数	備考
全壊	83	調査継続中
大規模半壊	50	
中規模半壊	168	
半壊	919	
準半壊	2,479	
一部損壊	16,274	
無被害	0	
合計	19,973	

【表 2-1　り災証明書発行状況（令和８年 10 月 20 日時点)】

２　災害廃棄物の量

（１）搬入実績

令和８年10月20日現在の東部・西部環境工場及び扇田環境センターへの災害廃棄物の搬入実績を表2-2に示す。

（単位：トン）

可燃物（東部環境工場・西部環境工場）	1673.74
不燃物（扇田環境センター）	1549.07
計	**3222.81**

※家電４品目等の収集実績は、本表に含まない。

【表 2-2　市処理施設への災害廃棄物の搬入実績（令和８年 10 月 20 日時点)】

（２）発生量の推計

災害廃棄物の発生量は、環境省の「災害廃棄物対策指針」技術資料14－2を基本とし、解体見込棟数665件等を基に、解体ごみ46,570トン、片付けごみ5,885トン、総発生量52,455トン（小数第１位を四捨五入）と推計した。

※本推計は、令和８年 10 月 20 日時点で把握している被害情報を基に算出したものであり、今後、被害状況等に関する情報の更新に伴い、推計結果が変動する可能性がある。

種類	組成割合（※）	発生推計量（単位：ｔ）	備考
可燃物・可燃系混合物	5.4%	2,833	繊維類、紙、木、プラスチック等
木くず	15.3%	8,026	柱・梁・壁材等
不燃物・不燃系混合物	19.7%	10,334	がれき類、レンガ等
金属くず	0.7%	367	鉄骨、鉄筋、アルミ材等
コンクリートがら	48.5%	25,441	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
瓦・ガラス・陶器	10.3%	5,403	瓦・ガラス・陶器
家電類	0.1%	52	テレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、災害により使用できなくなったもの等
計		52,455	

※平成28年熊本地震における県内の組成割合から算出
※四捨五入により、内訳の合計と総量が一致しない場合がある。
※熊本市の１年間の廃棄物の年間排出量（令和６年度実績）は、一般廃棄物は約24万ｔ

【表 2-3　種類別災害廃棄物の推計量（令和８年 10 月 20 日時点)】

第３章　災害廃棄物処理の基本方針

１　基本的な考え方

（１）計画的かつ迅速な処理

大量に発生する災害廃棄物の処理に対応するため、災害廃棄物の二次仮置場等の適正な配置・管理のほか、既存の廃棄物処理施設等の適切な活用により、災害廃棄物の処理を計画的かつ効率的に進める。

なお、市の廃棄物処理施設では、通常の生活ごみの処理に支障が生じないよう、施設の稼働状況及び受入可能量を踏まえ、災害廃棄物の処理を進める。

また、生活環境の保全、公衆衛生の確保及び地域の復旧・復興を念頭に置き、状況の変化に柔軟に対応し、関係機関と緊密に連携しながら、迅速かつ着実に処理を進める。

（２）環境に配慮した処理

災害廃棄物の処理に当たっては、周辺環境への影響に十分配慮する。損壊家屋等の解体・撤去に際しては、石綿（アスベスト）の飛散防止対策を行う。また、二次仮置場等では、石綿の飛散防止対策に加え、土壌・水質汚染の防止対策を行う。

また、可能な限り再生利用を進め、焼却処理量及び埋立処分量の削減を図る。

（３）地域経済復興への寄与

令和８年熊本地震からの復旧・復興には、地域経済の活性化が不可欠である。災害廃棄物の処理に当たっては、熊本県とも連携しつつ、県内の既存施設や事業者の活用を図り、地域の復興と地元雇用に配慮する。

（４）安全性の確保

震災時の廃棄物処理業務は、廃棄物の量及び性状の違い、危険物の混入等、通常の業務と異なることが想定されるため、作業の安全性の確保を十分に図る。

（５）最少の経費で最大の効果

災害廃棄物の処理に要する費用については、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、合理的な取組を図る。

２　処理期間

公費解体による損壊家屋等の解体・撤去は令和９年３月までに、これに伴い発生する解体ごみを含むすべての災害廃棄物の処理は同年５月までに完了することを目指す。

処理に当たっては、市処理施設及び民間処理施設等を活用する。

３　推進体制

（１）処理の実施体制

災害廃棄物の処理は、本市が主体となり、関係団体及び民間事業者等と連携して実施する。

なお、収集運搬、損壊家屋等の解体・撤去、仮置場の管理及び廃棄物の処理については、各業務の実施体制に応じて役割を分担し、処理を進める。

（２）関係団体等との連携

災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に向け、収集運搬、損壊家屋等の解体・撤去及び廃棄物の処理に携わる関係団体・民間事業者等と連携し、各業務の実施状況や処理施設等の受入状況を踏まえ、搬入等の調整を行う。

また、自治会等と連携し、片付けごみの分別方法、排出場所及び収集に関する情報の周知を図る。

第４章 災害廃棄物の処理方法

１　片付けごみの処理方法

（１）排出・収集

片付けごみは、「燃えるもの（可燃物）」と「燃えないもの（不燃物）」に分別し、袋に入るものは45リットル以下の透明なごみ袋に入れ、一次仮置場である既設のごみステーションに排出するよう周知した上で収集する。

また、今回の地震では、被災者の負担軽減及び生活環境の保全を図るため、大型ごみ及び家電４品目についても、ごみステーション等から収集する。

ごみステーション等から収集する災害廃棄物は、令和８年熊本地震に伴い発生した片付けごみに限定し、解体ごみは収集対象としない。

（２）搬入・処理

収集した片付けごみのうち、可燃物は東部・西部環境工場へ搬入し、焼却処理を行う。家電４品目を除く不燃物は、扇田環境センター敷地内の二次仮置場へ搬入し、一時保管及び選別を行った後、その性状に応じて適正に処理する。

家電４品目は戸島仮置場へ搬入し、一時保管した後、家電リサイクル法の指定引取場所へ搬出する。

（３）直接搬入及び処理手数料の減免

市処理施設への片付けごみの直接搬入は、各施設の受入条件に応じて受け付ける。

令和８年熊本地震に直接起因して市内で発生した片付けごみのうち、リサイクルできず、市処理施設で受入れ可能なものについては、当面の間、廃棄物処理手数料を減免（免除）する。減免を受ける場合は、搬入前に所定の申請を行い、承認を受けるものとする。

事業所から発生した災害ごみについては、別途定める手続により対応する。申請方法、必要書類等の詳細は、市ホームページ等で案内する。

２　解体ごみの処理方法

（１）解体現場での分別及び搬入

通常の公費解体による損壊家屋等の解体・撤去に伴い発生する解体ごみは、解体現場で分別し、適切な計量管理の下、戸島仮置場へ搬入する。なお、緊急公費解体に伴い発生した解体ごみは、本市の処理施設へ直接搬入した。

（２）一時保管・選別及び処理

戸島仮置場に搬入した解体ごみは、品目別に一時保管し、性状及び処理先の受入条件に応じて必要な選別等を行った上で、再資源化施設又は処理施設へ搬出する。

3　処理フロー

片付けごみ及び解体ごみについて、種類別の発生推計量及び主な処理経路を図 4-1 に示す。

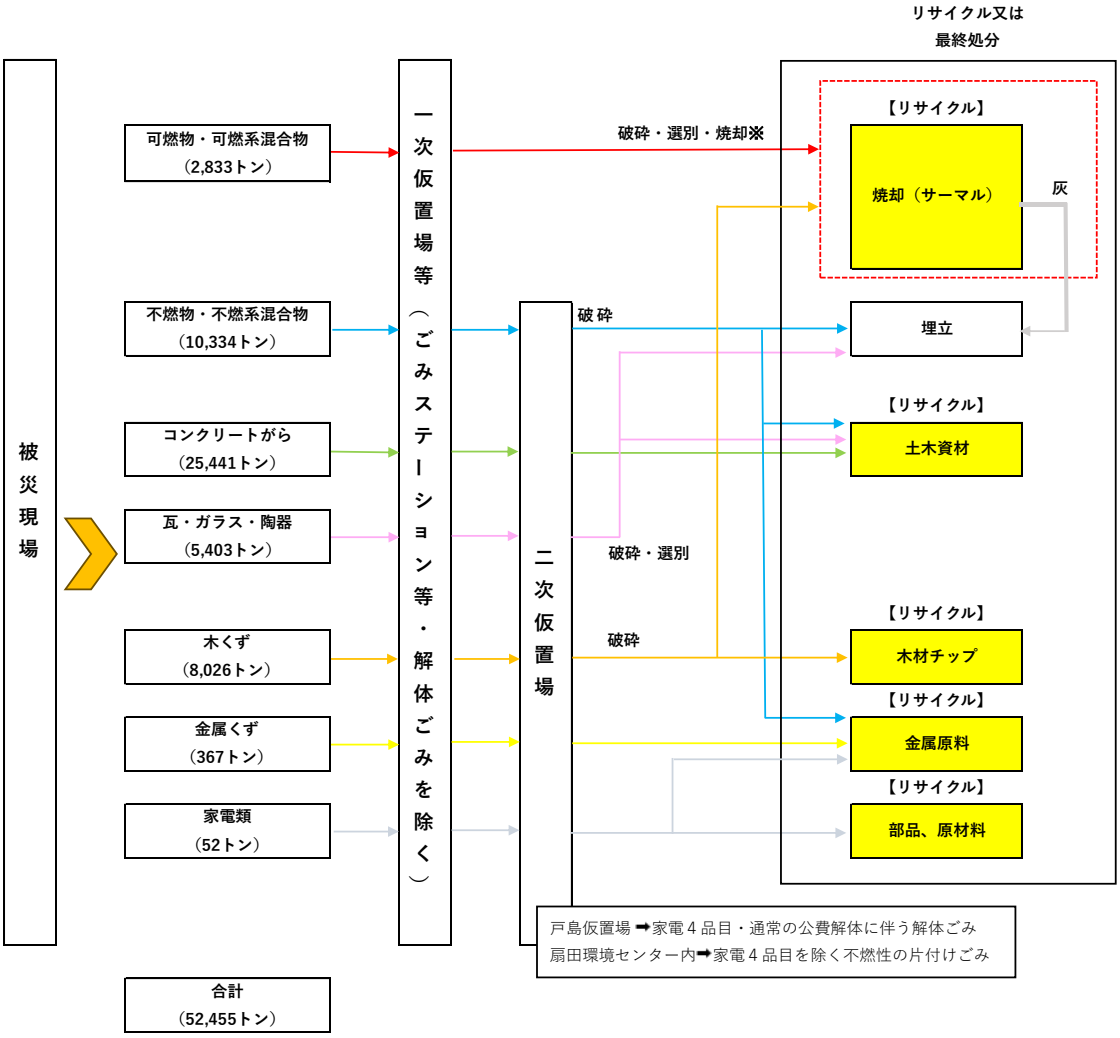

※解体ごみは、ごみステーションを経由しない。緊急公費解体に伴い発生したものは、処理施設へ直接搬入した。
　通常の公費解体に伴い発生するものは、戸島仮置場へ搬入する。
※種類別の数量は、「片付けごみ」及び「解体ごみ」を含む発生推計量を示す。四捨五入により、内訳の合計と総量が一致しない場合がある。
※片付けごみの市処理施設への直接搬入は、各施設の受入条件に応じて受け付ける。
※処理経路は主なものを示しており、廃棄物の性状及び処理先の受入条件に応じて、処理経路及び処理方法を選択する。
※焼却に当たっては、可能な限りサーマルリサイクル（熱回収）を図る。

【図4-1　災害廃棄物の処理フロー図（主な処理経路）（令和８年10月20日時点）】

4　スケジュール

片付けごみのごみステーションでの特別収集は、令和８年10月31日に終了する。特別収集終了後の市処理施設への直接搬入は、各施設の受入条件及びごみ処理手数料の減免制度に基づき対応する。

公費解体による損壊家屋等の解体・撤去は令和９年３月までに、これに伴い発生する解体ごみを含むすべての災害廃棄物の処理は、同年５月までに完了することを目指す。

仮置場の撤去・原状回復は、各仮置場からの災害廃棄物の搬出完了後に実施し、その実施時期及び期間は、搬出状況等を踏まえて調整する。

災害廃棄物の処理及び仮置場の撤去・原状回復の工程を図4-2に示す。



※本工程は計画策定時点の実績及び予定を示すものであり、解体・搬出・処理の進捗等に応じて見直す。

※市処理施設への直接搬入は、各施設の受入条件及び廃棄物処理手数料の減免制度に基づき対応する。本工程は、直接搬入の受入期限を定めるものではない。

【図4-2　災害廃棄物の処理スケジュール】

5　仮置場の設置及び管理

（1）一次仮置場

片付けごみの一次仮置場は、原則として既設のごみステーションとする。

（2）二次仮置場

令和８年 10 月 20 日時点で、戸島仮置場及び扇田環境センター敷地内の２か所に二次仮置場を設置している。

戸島仮置場は、家電４品目及び公費解体に伴い発生する解体ごみの受入れ・一時保管に活用し、必要な選別等を行った上で、処理施設等へ順次搬出する。扇田環境センター敷地内の二次仮置場は、家電４品目を除く不燃性の片付けごみの一時保管及び選別に活用する。二次仮置場の概要を表 4-1 に示す。

対象廃棄物	名称	使用面積	所在地
片付けごみ（家電４品目）	戸島仮置場	1.2ha	東区戸島町1543番地　他
片付けごみ（家電４品目を除く不燃物）	扇田環境センター内	0.4ha	北区貢町1567
解体ごみ	戸島仮置場	1.5ha	東区戸島町1543番地　他
合計		3.1ha	－

※戸島仮置場は同一の仮置場であり、使用面積を用途別に示している。

【表4-1　二次仮置場の概要（令和８年10月20日時点）】

（3）二次仮置場の管理

① 警備

災害廃棄物等の不法投棄、資源物の持ち去り及び火災等を防止するため、常駐又は巡回による警備を行う。

また、二次仮置場への搬入・搬出に当たっては、周辺道路で交通渋滞が発生しないよう配慮する。

② 火災対策

可燃物については、目視による確認及び内部温度の測定等により、蓄熱・発熱を監視する。

また、集積された可燃物の高さは５ｍ以下（畳は２ｍ以下）に抑えるとともに、必要に応じて切り返しや置き換えを行い、蓄熱・発熱を防ぐ。

③ 害虫及び悪臭対策

可燃物、畳その他腐敗しやすい廃棄物は早期の処理に努めるとともに、必要に応じて薬剤の散布等を行い、二次仮置場内での害虫及び悪臭の発生を抑制する。

④ 環境監視

災害廃棄物に起因する環境汚染を防止するため、水質、土壌及び大気等について、二次仮置場内及び周辺環境の状況を踏まえ、必要な環境監視を行う。

特に石綿については、廃棄物の性状に応じ、飛散防止のために必要な措置を講じる。

6 災害廃棄物の選別及び種類別処理方法

（1）選別区分及び選別方法

二次仮置場等では、搬入物の性状及び処理先の受入条件に応じ、表4-2の区分を基本として災害廃棄物を選別し、品目別に集積する。選別に当たっては、重機による粗選別、手選別等を組み合わせて行う。

品目（区分）	具体例
木くず類	柱、梁、パレット　等
畳	―
可燃物・可燃系混合物	衣類、布団、家具、廃プラスチック類　等
コンクリート類	ブロック、セメント系瓦　等
瓦	焼き瓦　等
ボード類	石膏ボード、スレート　等
家電類（家電４品目）	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
家電類（その他）	家電４品目以外の家電製品
ガラス・陶磁器くず	茶碗、コップ、ガラス　等
金属くず類	鉄骨、アルミサッシ、自転車　等
処理困難物等	スプリング入りマットレス、ガスボンベ、消火器、スプレー缶、農薬、廃油　等
土砂類	災害廃棄物の選別土砂　等

【表4-2　二次仮置場等における主な選別区分】

（2）種類別処理方法

災害廃棄物は、その性状及び処理先の受入条件に応じ、可能な限り再生利用を図る。再生利用が困難なものは、焼却、埋立てその他の適切な方法により処理する。表4－2に示す選別品目等を処理上の区分に整理し、主な種類別処理方法を表4－3に示す。

災害廃棄物の種類	処理方法
木くず類	・再生利用を基本とし、性状及び処理先の受入条件に応じて木チップ等への再資源化を図る。再生利用が困難なものは、受入可能な処理施設で焼却処理を行う。
コンクリート類	・再生利用を基本とし、道路の路盤材等への再生を進める。
瓦	・再生利用を基本とし、性状及び処理先の受入条件に応じて、路盤材、ブロック等への再生利用を図る。 ・再生利用が困難なものは、最終処分場で埋立処分する。
ガラス 陶磁器くず	・再生利用を基本とし、性状及び処理先の受入条件に応じて、再生利用を図る。 ・再生利用が困難なものは、最終処分場で埋立処分する。
金属くず類	・再生利用を基本とし、売却を進める。
家電類	・再生利用を基本とし、家電リサイクル法対象４品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）については、可能な範囲で分別し、破損、腐食及び変形の程度等を勘案した上で、再生利用が可能なものは家電リサイクル法に基づく再商品化を進める。 ・その他の家電については、可能な限り売却又は再資源化を進め、売却又は再資源化が困難なものは破砕・選別を行い、金属等の回収を進める。
可燃物 可燃系混合物	・可燃物及び可燃系混合物は、必要な選別を行い、可能な限り再生利用を図る。 ・再生利用が困難な可燃物は、性状及び処理先の受入条件に応じ、東部・西部環境工場等で焼却処理を行う。
不燃物 不燃系混合物	・不燃物及び不燃系混合物は、種類及び性状に応じて必要な選別を行い、可能な限り再生利用を図る。 ・再生利用が困難なものは、性状及び処理先の受入条件に応じて処理する。
土砂類	・混入する廃棄物を選別し、性状及び受入先の条件に応じて、再生利用又はその他の適切な方法により処理する。
処理困難物等	・他の廃棄物と区別して保管し、危険性や有害性等、それぞれの性状に応じた適切な取扱いを行う。 ・また、民間事業者等と連携し、各々の性状に応じて適正に処理する。

※その他、災害廃棄物の処理に関する一連の工程については、環境省の「災害廃棄物対策指針」等を踏まえ、適宜対応する。

【表4-3　災害廃棄物の種類別処理方法】

（3）種類及び数量の把握

搬出時の災害廃棄物の種類及び数量を把握し、処理の進捗に応じて精査する。

第５章 管理計画

１　進捗管理

災害廃棄物の搬入実績及び損壊家屋等の解体・撤去の進捗を踏まえ、目標期間に対する処理工程の進捗を確認する。処理状況や受入先の状況等に変化が生じた場合は、必要に応じて処理工程及び本計画を見直す。

２　財源

災害廃棄物の処理に必要な財源を確保するため、環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」の活用を予定している。手続きの詳細は、「災害関係業務事務処理マニュアル（環境省、令和５年12月改訂)」等を参照する。